

第4回 八王子市男女共同参画推進審議会 会議録

会 議 名	第4回 八王子市男女共同参画推進審議会
日 時	令和6年（2024年）10月31日（木） 午後6時30分から午後8時12分
場 所	八王子市生涯学習センター 10階 第2学習室
出席者氏名	委員 八木橋宏勇会長、齊藤静子副会長、荒木紀行委員、木村恵子委員、久保田鉄平委員、清水栄委員、野村みゆき委員、前田奈緒美委員
	説明者 ー
	事務局 松本美保子男女共同参画課長、宮野努男女共同参画課主査、瀧澤里佳子男女共同参画課主査、横井陽子男女共同参画課主任、岩瀬弘明男女共同参画課主任、迫田成幸男女共同参画課主任 加藤優花男女共同参画課一般職員
	その他市側出席者 松岡秀幸市民活動推進部長
欠席者氏名	ー
議 題	1. 開会 2. 議事 （1）男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版における令和5年度（2023年度）評価について 3. その他 4. 閉会
公開・非公開の別	公開
非公開理由	ー
傍聴人の数	0名
配付資料名	資料1：令和5年度（2023年度）評価報告書（案） 資料2：答申書（案）
議 事 内 容	次ページ以降のとおり

【議事内容】

1. 開会

- 八木橋会長
- ・ 令和6年度（2024年度）第4回八王子市男女共同参画推進審議会を開会する。
 - ・ 事務局から本日の配布資料の確認をお願いします。

（事務局から資料の確認）

- 八木橋会長
- ・ 本日は、午後8時30分までの開催となる。
 - ・ 続いて、出席人数、会議の成立について確認する。
 - ・ 本審議会は、八王子市男女共同参画推進条例施行規則第4条第2項で「審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。」とある。
 - ・ 本審議会は8名の委員により構成し、本日は8名の出席があり本審議会は成立している。
 - ・ 次に、同条例施行規則第4条第4項で「審議会は、これを公開する。ただし、審議会が公開することが適当でないと認めるときは、この限りでない。」となっている。
 - ・ 本日の審議会は「公開」でよいか。

（異議なし）

- 八木橋会長
- ・ 本日の審議会は、「公開」とする。
 - ・ 傍聴者の入室を現時点より認める。本日、傍聴希望者はいるか。

（傍聴者なし）

2. 議事

- 八木橋会長
- ・ 次第2「議事」に入る。
 - ・ 議事（1）男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版における令和5年度（2023年度）評価についてである。
 - ・ 本審議会に諮問された「男女が共に生きるまち八王子プランに基づく、男女共同参画の推進に向けた効果的な方策及び取組状況に関すること」について、令和5年度（2023年度）において各所管で取り組んだ内容を確認しながら、これまで審議してきた。
 - ・ 本審議会において皆様からいただいた意見については、資料1の「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版令和5年度（2023年度）評価報告書（案）」に反映し、資料2である「答申書（案）」を作成した。
 - ・ 本日はそれぞれの資料を確認しながら、修正や追加したい内容などについて皆様から意見をいただきたい。
- 事務局
- ・ まずは、それぞれの資料について事務局より説明をお願いします。
 - ・ 皆様からいただきました、評価報告書（案）の「指標」における「審議会の意見」と、「審議会委員の意見」の部分につきまして、重複したものには修正を加え、さらに会長と副会長にご確認いただいたうえで、再度修正を行った。
 - ・ 「今後の市の方向性」についても会長と副会長には事前にご確認をいただいた。
 - ・ 資料1は「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版」の令和5年度の評価報告書の（案）であり、5ページに指標に関する調査数値として、プラン策定以降に行ったアンケート等についての説明を掲載している。
 - ・ 6ページは、「重点課題1 男女平等と男女共同参画の意識づくり」の評価である。
 - ・ 指標1について、市の評価が「C」、審議会の評価が「C」となっており、審議会の意見としては、「66.8%から53.8%への低下はあるが、取組は進めており市の評価は妥当」
 - ・ 指標2については、市の評価が「B」、審議会の評価も「B」であり、審議会の意見としては、「目標値を超え「A」評価も考えられるが、調査回答者の男女比を勘案すると市の評価は妥当」
 - ・ 9ページには、市の今後の方向性を記載させていただいた。
 - ・ 「男女が共に生きるまち八王子プラン（第4次）に記載されているが、1つ目が「性別による無意識の思い込み、アンコンシャスバイアスを含む性別による固定的な役割分担を変えていくには、役割分担に基づく制度や慣行を変えていくことも必要であ

る。そのためには、個人に加え、事業者や地域活動団体などの組織にも働きかけを行う」である。

- ・今年度は、新規事業として事業者や地域活動団体への意識啓発が盛り込まれており、実績としては税理士会に出前講座を行っている。
- ・2つ目が「個人の意識は様々な経験に基づき培われていくので、性別にとらわれない生き方を選択することができるよう子どもの頃からの意識啓発や子どもを取り巻く大人への意識啓発事業を行っていく。」である
- ・こちらの今年度の新規の取り組みとしては、「親子で性についての話を聞いてみよう！」という講座を男女共同参画週間に行っている。
- ・10ページは「重点課題2 あらゆる分野への男女共同参画の推進」についての評価である。
- ・指標3における市の評価は「C」、審議会の評価も「C」であり、審議会の意見は、「割合が当初から向上していないことから市の評価は妥当である。」
- ・指標4における市の評価は「C」、審議会の評価も「C」であり、審議会の意見は「取組を進めているが、あまり進捗していないので、市の評価は妥当」
- ・13ページは、皆様からいただいたご意見に対する市の今後の方向性である。
- ・1つ目の項目は第4次プランに掲載されており、「男女共同参画の推進には、あらゆる分野で男女が対等な立場で参画することが重要である。」で、第4次プランの「重点目標1」となっている。
- ・2つ目の項目は「様々な分野で活躍する女性は増えているが、引き続き各分野への女性の参画、そして、政策や方針の意思決定過程への参画を進め、様々な視点によりイノベーションを生み出すことが大切であることを周知していく。」である。
- ・こちらに対しては、先ほどと同様に、事業者や地域活動団体への働きかけを行うことになっている。
- ・実施内容は、現在ホームページに記録として少しずつ掲載を始めている。
- ・3つ目の項目は、「市が設置する附属機関等において女性の割合がなかなか向上しない中、参画率が目標値に達していないことでの所管へのヒアリングの際に参画できる要素がないか働きかけていきたい」である。
- ・現在もヒアリングを行ってはいるが、所管としては、専門分野での女性の参画は難しいようではあるが、今後は更にヒアリングを強化していきたいと考えている。
- ・続いて14ページの「重点課題3 配偶者等からのあらゆる暴力の根絶」についてである。
- ・指標5「配偶者等から何度も暴力を受けたことがある人の割合」について市の評価は「B」、審議会の評価も「B」で、審議会の意見としては「市の評価は妥当」
- ・指標6「配偶者等から一、二度暴力を受けたことがある人の割合」について市の評価は「B」、審議会の評価も「B」で、審議会の意見は、「市の評価が妥当」
- ・続きまして、18ページの今後の市の方向性は、1つ目の項目は第4次プランの重点課題3となっている「ドメスティック・バイオレンスや性別に起因する暴力、(性犯罪・性暴力など)は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であり、対象の性別を問わず重大な人権侵害である。」とした。
- ・2つ目の項目が「DVは人目に触れにくい家庭という場で起こることが多く、被害者がDVであることを自覚せず、周囲も気づかずに暴力が深刻化することがあるため、孤立・孤独を防ぎ、相談につなげるための周知をしていく。」である。
- ・この項目も第4次プランの新規取組になっており、今年度は民生委員や市内で重層的支援を行っているはちまるサポート、高齢者あんしん相談センターの職員に、当センターの相談案内のチラシを配布した。
- ・3つ目が、「DV被害者サポートに関わる職員などがDVに関する理解を深められるために、今後、全職員対象のeラーニングによる研修を実施する。」である。
- ・この研修については現在準備中である。
- ・また関係のある団体にも、DV予防週間にDVの形態など、どのような行為がDVなのかという周知も行っている。

- ・ 4つ目は「配偶者等から暴力を受けたことのある人の割合を聞いた設問では、DVを身体的暴行、心理的攻撃、経済的圧迫、性的強要等としているが、どの程度でDVであるととらえるかは個々人の感覚となるため、DVについての周知が必要と考える」である。
- ・ 今後もDVの形態は暴力だけではないということを、折に触れて周知していく必要があると考えている。
- ・ 5つ目、「デートDV啓発冊子の配付を令和6年度から中学3年生対象に開始する。毎年、継続的な配付を予定しており、教科と関連づけ効果的な配付を検討する。」である。
- ・ 12月の中学校校長会において、中学生向けの「デートDV予防講座」を準備していることを報告する予定である。
- ・ 19ページの「重点課題4 困難な状況に置かれている方が安心して暮らせる環境づくり」についてである。
- ・ 指標7の「セクシュアル・ハラスメントの被害経験者の割合」については、市の評価が「C」、市の考えは「セクシュアル・ハラスメントの認識に変容が見られることも聞こえているが、現状値が大幅に増加したため」としている。
- ・ 審議会の評価も「C」、審議会の意見としては、「市の考えに加え、現状値の調査回答者で女性の割合が多いことから、数値が高くなったとも考えられる。市の評価は妥当」
- ・ 続いて21ページの今後の方向性は、1つ目が第4次プランの重点目標課題にもなっている「女性をめぐる課題は、性暴力や性的虐待、性的搾取などの性的な被害とそれらを起因とする予期せぬ妊娠・不安定な就労状況、経済的な困窮など、複雑化、多様化、複合化している。」である。
- ・ 2つ目に「困難な問題を抱える、抱えるおそれのある女性が自らの意思を尊重され、置かれた状況に応じたきめ細やかな、つながり続けることができる支援を受けられることが大切であり、困難な問題を抱える女性ができる限り早く相談支援を受けられるための早期発見につながるための連携や適切な情報提供のために周知を行っていく。」である。
- ・ こちらについては、男女共同参画センターの相談電話につなげていくための周知啓発を行っていく。
- ・ 今年度は、クリエイトホールの受付窓口や、八王子駅南口総合事務所の入口で啓発ティッシュを配布
- ・ 今後は、商工会議所の女性経営者の会「シルクレイズ」と連携し、DV予防週間中に啓発ティッシュの配布を依頼した。
- ・ 3つ目が、「子どもたちが性犯罪・性暴力の加害者・被害者・傍観者にならないよう、子どもの頃からの発達段階に応じた正しい知識をつけられるように啓発を行っていく」である。
- ・ 4つ目の項目につながるがデートDV啓発冊子の配付を令和6年度から中学3年生を対象に開始している。
- ・ 継続的な啓発物資の配布と、講座開催を実施する。
- ・ 続いて22ページ「重点課題5 生涯にわたる性と生殖に関する健康と権利（リプロダクティブ・ヘルス／ライツ）の確立」についてである。
- ・ 指標8「「リプロダクティブ・ヘルス／ライツ」という言葉の認知度」の市の評価は「B」、審議会の評価も「B」、審議会の意見は「継続した周知を希望し、市の評価は妥当」
- ・ 指標9「乳がん検診の受診率」の市の評価は「B」、審議会の評価も「B」、審議会の意見は「市の評価は妥当」
- ・ 指標10「子宮頸がん検診の受診率」の市の評価は「B」、審議会の評価も「B」、審議会の意見は「市の評価は妥当」
- ・ 24ページの今後の方向性は、第4次プランにおいて「生命の安全教育の実施」として取り組む予定であるが、まず1つ目の項目は「リプロダクティブ・ヘルス／ライツは、性の問題、思春期の問題、妊娠、出産、中絶、避妊、不妊、性感染症、更年期障

- 害、また性暴力や売買春などの幅広い問題を含むため、男女が共に高い関心を持ち、正しい知識・情報を得て、認識を深めていくことが大切である。」
- ・ 2つ目の項目は、「教育の場においては、生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解し、生命を大切にする考えや自分や相手、一人ひとりを尊重する態度などを発達段階に応じて身につけることが大切であるため、教育委員会と連携を強化していきたい。」とした。
 - ・ このことについては、DV講座や、DV予防冊子または「赤ちゃんふれあい事業」等の実施を考えている。
 - ・ 3つ目の項目として、「リプロダクティブ・ヘルス/ライツの周知については、DVや女性の健康に関する周知啓発とともに実施していきたい。」としている。
 - ・ 今年度は、健康医療部の健康づくり担当と連携し、健康づくりの講演会や大学の学園祭等において男女共同参画センターのチラシやDV予防冊子の配布を依頼した。
 - ・ 4つ目の項目は「大学コンソーシアム八王子を通じて学生には市との協働やボランティアへの参加など、市政に協力いただいている。男女共同参画施策への協力を含め引き続きお願いしていきたい。」
 - ・ 今年度は、男女共同参画週間での講演会や生涯学習フェスティバルにおいて男女共同参画課が開催した映画会などで学生ボランティアの協力を得ている。
 - ・ 続いて「めざす姿3 重点課題6 ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり」である。
 - ・ 指標11「理想の生活と現実の生活が一致している人の割合」は、市の評価が「B」、審議会の評価も「B」で、審議会の意見として「市の評価は妥当」
 - ・ 指標12「家事を男性・女性両方で平等に担っている人の割合」について市の評価は「B」、審議会の評価も「B」で審議会の意見として「市の評価は妥当」
 - ・ 今後の方向性を28ページに掲載している。
 - ・ 1つ目の項目として「男女共同参画を進めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要である。意思決定過程における女性の割合は低い状況にあり、この状況を解決していくためには、性別にとらわれない職業選択ができることが重要である。」とした。
 - ・ 今年度は民間企業の方に講師を依頼した「子育てパパ講座」の開催や、企業向けの育児休業支援として国や都の制度周知を産業振興部へ依頼したところ、メールマガジンでの発信が行われた。
 - ・ また「パパ 育児休業を取ってみませんか！」というチラシを母子手帳に入れ配布している。
 - ・ 2つ目が、「働く場等においては、男女が共に活躍できる社会環境にするため、多様な働き方の定着や子育て・介護等と仕事を両立することができる支援をする環境の整備など、ワーク・ライフ・バランスのために周知啓発を継続していく」とし、今年度は男女共同参画週間に広報掲載での呼びかけを行い、今後も誰もが活躍できる社会を目指した家事育児の分担についての周知啓発を行っていきたいと考えている。
 - ・ 続いて「重点課題7 男女が共にいきいきと働くための環境の形成」である。
 - ・ 指標13「保育施設の待機児童数」について市の評価は「B」、審議会の評価も「B」で審議会の意見は「市の評価は妥当」
 - ・ 指標14「育児休業制度を利用したかったができなかった人の割合」について市の評価は「B」、審議会の評価も「B」で審議会の意見は「市の評価は妥当」
 - ・ 指標15「介護休業制度を利用したかったができなかった人の割合」について市の評価は「B」、審議会の評価も「B」で審議会の意見は「市の評価は妥当」
 - ・ 34ページの今後の方向性の1つ目の項目は「働くことを希望する女性がライフステージに応じて能力を十分に発揮できることが大切であるため、女性の就労継続や就労する女性のキャリア形成に向けた取り組みを進める。また、出産や子育てによって離職する女性の再就職を支援する。」である。
 - ・ 今年度は、ハローワークや東京都と連携し、講座やセミナー開催の周知を行っている。
 - ・ 2つ目が「家事・育児等における女性の負担軽減と男性の参画を促すとともに、社会

における支援を充実し、ワーク・ライフ・バランスをさらに推進するため、庁内での連携を強化し周知啓発を行っていく」である。

- ・ 今後も広報などで講座やセミナーなどの周知啓発を行っていく。
- ・ 35ページの「男女共同参画の推進」について、指標16「「男女共同参画社会」という言葉の認知度」について市の評価は「A」、審議会の評価も「A」で、審議会の意見として「更なる認知度向上を希望し、市の評価は妥当」
- ・ 指標17「「男女共同参画センター」を知っている人の割合」については、市の評価「B」、審議会の評価も「B」で、審議会の意見として「認知されることでつながりが増すため、認知度向上を希望し、市の評価は妥当」
- ・ 今後の方向性として「相談に結びつけるためには、男女共同参画センターを認知してもらうことが大切であるため、様々な場所や施設と連携し周知啓発を引き続き行う。」とした。
- ・ 資料1の説明は以上である。
- ・ 引き続き資料2について説明する。
- ・ 5月30日に市長から受けた諮問の答申となる。
- ・ 諮問事項「策定した推進計画に基づく男女共同参画の取り組み状況及び推進に向けた効果的な方策に関することについて」であり、答申は資料2の記書き以下となる。
- ・ 説明は以上である。

八木橋会長

- ・ 事務局からの説明は終了した。
- ・ 資料1の「男女が共に生きるまち八王子プラン（第3次）2019改定版令和5年度（2023年度）評価報告書（案）」について、順番に確認していく。
- ・ 6ページから13ページの「めざす姿1」の重点課題1と2について、指標1から4に関する部分の「審議会の評価と意見」の内容、取組1から13の内容に関する「男女共同参画推進審議会委員の意見」や「今後の方向性」について意見をいただきたい。

木村委員

- ・ 資料1の9ページ、「全体」の上の3つの項目については、このような意見が審議の中で出されたうえでこの評価報告書（案）が作成されたので、この意見の掲載は不要ではないか。

男女共同参画
課長

- ・ 3項目の意見をいただき、資料1の5ページの「指標に関する調査数値について」に反映させた。そのため、削除については問題ない。

八木橋会長

- ・ ご意見により実際に修正が施されたものが公表されるとのことであれば、削除することによろしいか。
- ・ もしくは議論の経緯として残した方が良いという意見はあるか。
- ・ 他の重点課題で意見が報告書に反映されているという箇所がないので、この3項目に関して違和感がある。
- ・ 削除してもよろしいか。

（異議なし）

八木橋会長

- ・ 3項目については、記載しないこととする。

久保田委員

- ・ 13ページ、「今後の方向性」の3つ目の項目、「市が設置する附属機関等において女性の割合がなかなか向上しない」とあり、今後のヒアリングにおいて強化されることだが、具体的にはどのようなヒアリングを行うのか。

男女共同参画
課長

- ・ 現在附属機関や懇談会の数は、100以上ある。
- ・ 提出された協議書を確認し、実情についてヒアリングを行っているが、要綱や規則で規定されていることが多い。
- ・ 今後は、市民委員を入れられないか、あて職の変更ができないかについても確認したい。
- ・ ヒアリングは電話ではなく、直接所管へ出向き確認することも検討している。

荒木委員

- ・ 私もそこは非常に気にしていた。
- ・ 要綱等に規定されたあて職であるため、どうにもならない状況であったことがある。

- ・役職としての長の参加にこだわらず、女性の参画なら副の役職でも良いのではないか。
- ・ヒアリングを行っても、組織の体制が変わらない以上、女性の参画率は向上しないのではないか。
- ・加えて9ページの重点課題1の今後の方向性の1つ目の項目に記載のある「事業者や地域活動団体などの組織に働きかけを行う」ということで、今年度は税理士会に対し研修会を行ったとの報告があったが、今後は町会・自治会連合会へ直接出向き、女性活躍の推進に向けた周知啓発を行ってほしい。
- ・町会役員は、いまだ女性の参画率が低い状況であり、地域活動団体においては、女性活躍の向上を再認識することが重要である。
- ・今後は男女共同参画課もその視点で取り組んで欲しい。
- ・今後、落語界で若くして真打となった女性落語家を招いた講演会の開催を予定しており、この講演会のチラシやポスターの掲示を12月中に八王子市町会自治会連合会に依頼する。
- ・そういった依頼は、町会自治会のなかでは広報担当の数人にしか周知されないのではないかと思われる。
- ・やはり、各町会自治会の会合の場に出向き、直接啓発活動を行なうことが効果的だと思う。
- ・是非とも実行していただきたいし、自分も協力する。
- ・一つ一つの啓発活動がいずれ効果が現れ、結果に繋がるのではないだろうか。
- ・今後の男女共同参画推進に向けての貴重な意見を頂戴した。
- ・実際に町会・自治会の活動の場に出向いていただきたいと思う。
- ・他の意見はいかがか。
- ・13ページ重点課題2の「全体」の意見の中の7つ目の項目として掲載されている「地域の根幹である町会・自治会の会長に女性が参画することが増えることも必要である」とあるが、「会長」にこだわらず、リーダー的な役割に女性が就くことでよいのではないかと考える。
- ・同様に3つ目の項目に「組織内においてこれまで男性が行ってきたことを女性が行うことは、女性にとって様々なストレスとなる」とあるが、男性側の立場も同様であるため、表現を変えた方がよいのではないか。
- ・4つ目の項目に「女性の活躍のためには、男性リーダーの理解促進、管理職の意識変革、女性職員の登用拡大に向けた研修」とあるが、女性職員自身への働きかけは、この項目に含まれるのか。
- ・女性職員が主査試験を受けないことが問題であると考えている。女性職員の意識がどうなのかという疑問がある。
- ・6つ目の項目に「市の女性管理職登用に関する評価については、常識を乗り越えなければいつまでも数字が上がらない」とあるが、不明確な表現であると感じるため、検討していただきたいと思う。
- ・男性が行ってきたことを女性が行う、またその逆に女性が行ってきたことを男性が行うことには何らかのためらいや躊躇があるという文言についていかがか。
- ・男性の多い防災活動などに女性が急にに関わりはじめ、いきなり様々なことを担うようになった際には、やはり配慮が必要だということである。
- ・「女性にとって戸惑う場面もある」などの記載ではどうか。
- ・今の意見をそのまま取り入れてはどうか。
- ・「防災組織の中で」と追記するとわかりやすいのではないか。
- ・職場の組織をイメージすると女性だけではなく、男性にも当てはまる。
- ・防災の状況を記載するとしたら、例えば「防災の場面などにおいては、戸惑う状況も想定されるため」と追記してはどうか。
- ・「防災の場面などでいきなり担った場合、戸惑う場面が想定されるため」はどうか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・次は13ページ「全体」の4つ目の項目である。
 - ・「女性の活躍のためには、男性の男性リーダーの理解促進、管理職の意識改革、女性職員の登用拡大に向けた研修」の内容に女性職員向けの働きかけが含まれているのか。
- 男女共同参画課長
- ・女性職員の登用拡大に向け、現在「メンター制度」を取り入れている。
 - ・研修に固執せず、「研修等」に修正する。
- 木村委員
- ・「意識向上」を追記し、「女性職員自身の意識向上や、登用拡大に向けた研修等」にしてはどうか。
- 野村委員
- ・民間企業では、女性がリーダーになりたくてもなれないという話を聞いたことがある。
 - ・官民に向けた表現は難しい。
- 八木橋会長
- ・女性が参画しているかが明記されていないということは行政に向けた内容だとの見方もある。
 - ・「男女問わず」と表現されることもあるが、明記したほうがいいだろうか。
- 男女共同参画課長
- ・民間企業においては「女性が採用されない」ことが問題であるため、「登用拡大」を強調してはどうか。
- 荒木委員
- ・研修「等」で良いのではないかと思うが。
- 八木橋会長
- ・では「研修等」でよろしいか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・次に6つ目の項目に記載されている「市の女性管理職登用に関する評価については、常識を乗り越えなければ」という表現に違和感があるという意見についてである。
 - ・ここだけ際立って認識されるような表現であるためこの掲載でよいか疑問を感じた。
 - ・「常識を乗り越えなければ」とは今までの考え方、今までの方針を踏まえただけではいけないということだと思う。
 - ・ここは、「従来のままでは」という表現でいかがか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・13ページ7つ目の項目の「地域の根幹である町会自治会の会長に女性が参画する」は「会長」ではなく、「リーダー的役割を担う人材」に修正するというところでよろしいか。

(異議なし)

- 八木橋会長
- ・公表するにあたり、専門用語ではないが、一般的に使用されていない用語が複数あった。
 - ・例えば、8ページ目の取組3の2つ目の項目にある「主権者教育」や12ページ取組9の1つ目の項目にある「クォーター制」は、目標達成のために女性の活動定数を担保する制度であると思われるが、一般的に浸透していない用語ではないか。
 - ・注釈を加える等の配慮があるとよい。
- 男女共同参画課長
- ・これを含め、わかりにくい用語には表の下部に注釈を記載する。
- 八木橋会長
- ・他に「目指す姿1」についての意見はないか。
- 木村委員
- ・10ページ、重点課題2の指標3の評価であるが、審議会の意見は「割合が当初から向上していない」を「割合が当初から「あまり」向上していない」に修正し、市の考えと合わせてはどうか。
 - ・11ページ取組12・13について「～を実施」とあるが、一般的な防災対策であって、男女共同参画という視点ではないと感じる。
- 八木橋会長
- ・10ページ、重点課題2の指標3の審議会の意見の「割合が当初から」の後に「あまり」を追記し「あまり向上していないことから市の評価は妥当」としてよいか。
 - ・11ページ取組12・13は確かに一般的な防災に関する取組であるが、両取組とも「男女共同参画」の「意識啓発」「視点に立った」という取組項目についての内容であるため、これでよいと思う。

男女共同参画
課長 ・ 指標3の評価に関する市の考えで「穏やか」ではなく「緩やか」の間違えであるため
修正する。

(異議なし)

木村委員 ・ もう1点。12ページ取組11「家庭のことは当人にしかできない」と記載されて
いるが、「当人」に特定するのではなく「当事者が主となる」にした方がよいので
は。

八木橋会長 ・ これは、仕事の面ではいかようにでも工夫の仕方があるが、子育て、家庭のところを
本人と限定するのはいかがかということであるが、例えば「子育て、家庭のことは、
主として当事者が担うものである」という表現でいかがか。

(異議なし)

八木橋会長 ・ それでは次に14ページから24ページのめざす姿2重点課題3から5についてで
ある。
・ 指標5から10に関する部分の審議会の評価と意見の内容、取組14から41の内容
に関する男女共同参画推進審議会委員の意見や今後の方向性について、修正、補足し
たいことがあればご意見を頂戴したい。

野村委員 ・ 18ページ「今後の方向性」の3つ目の項目「DV被害者サポートに関わる職員など
がDVに関する理解を深められるために、「全職員のeラーニング研修」とあるが、
全職員にDVに関する理解を深めてもらうのであれば、「DV被害者サポートに関わ
る職員」を削除してもよいのでは。

・ もう1点、同じく「今後の方向性」5つ目の項目で、配る対象を中学3年生に特定
しているため「配布」ではなく「配付」ではないか。

八木橋会長 ・ 「付」については修正をお願いします。
・ 野村委員からのもう1点の意見、「eラーニング研修」の対象者については、様々な
部署の職員がDV問題に関わっているということから「全職員」との明記になったと
思われる。
・ しかし、よりわかりやすい表現に工夫するのであれば、野村委員の意見のとおり「D
V被害者サポートに関わる職員」を削除してはいかがか。

(異議なし)

八木橋会長 ・ 18ページ取組17の1つ目の項目に「女性相談に関するチラシがクリエイトホール
など」とあるが、クリエイトホール以外で、実際に配布している他の場所についても
列挙し、掲載してはどうか。

・ 同ページの「今後の方向性」の5つ目の項目にデートDV啓発冊子の配付を毎年予定
しており「教科」と関連づけ、とあるがこの表記には疑問がある。

・ 「教科」と関連づけるという表現だと、その教科に対して成績を出さなければいけ
ないと捉えてしまう。

・ 学ぶ内容が関連している教科の中で配付するということか。

前田委員 ・ 朝の会での配付ではなく、授業の中で取り上げるという意味だと思う。

・ 特にそれを教科に取り入れるということではなく、カリキュラムに導入してみるとい
うことではないか。

八木橋会長 ・ しかしながら「教科」と関連づけてしまってよいのか。

・ 教育者から捉えると「教科」には「成績」を伴うことになるが。

男女共同参画
課長 ・ 「教育委員会と連携して」ではいかがか。

・ 啓発冊子の配付にあたり校長会で説明を行ったところ、どの教科で実施するかとの意
見があった。

・ 教育委員会へ相談し、今年度は朝の学活時間に配付する。来年度の中学校への出前講
座を校長会で案内する際にも、学校側としては何の教科で行うかという問題になる。
その際には保健体育や道徳が妥当だというアドバイスを受けている。

・ それが成績に繋がるのかはわからない。

八木橋会長 ・ 教科と結びつけた場合は、一般的には成績に関わる表現ではないか。

- 男女共同参画
課長
- ・「教育委員会と連携し、効果的な配付を検討する。」ではいかがか。
- 前田委員
- ・誰がやるのかではないか。ただ配付するのであれば担任が配付、教科に組み込むのであれば、その教科の担当者が行うことになる。
- 八木橋会長
- ・ここでの教科とは特定の授業ということですね。
 - ・では他に14ページから24ページの範囲内でいかがか。
- 野村委員
- ・21ページ重点課題4の「今後の方向性」の2つ目の項目の文章が長くて内容がわかりにくい。途中で区切ってはどうか。
 - ・「継続的な支援を受けられる」こと「様々な組織と連携している」こと、「適切な情報を提供を行っていく」ことを含め、文章を整理した方がよい。
- 八木橋会長
- ・文章に構造を作れたほうが良い。
 - ・主旨を変えず、読みやすさを深めた文章に修正をお願いします。
- 男女共同参画
課長
- ・わかりました。
- 八木橋会長
- ・修正については時間を要するため、改めて最終確認を行う。
 - ・他に意見はないか。
- 木村委員
- ・21ページの「今後の方向性」の1つ目の項目は、現状の明記であり、その状況であるため、今後どのような取組が必要なのかを明記するべきではないか。
- 男女共同参画
課長
- ・1つ目の項目には第4次プランに掲載されている現状の内容を掲載している。
 - ・2つの項目からは具体的な取組内容を掲載している。
- 八木橋会長
- ・1つ目の項目は「今後の方向性」の傘のようなリード文として2つ目から今後の取組項目にするような掲載ではどうか。
 - ・ここだけ表記が異なるが、複雑化・多様化・複合化した現状を踏まえたうえで、以下のような取組を行い、今後の方向性につなげるという形に修正してはいかがか。
- 木村委員
- ・内容はそうであるが、他の掲載内容とのバランスもある。
- 八木橋会長
- ・1つ目の項目の内容を砕いて、次の3つの項目に含ませるということもあるが、複雑になってしまう。
- 野村委員
- ・「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」には複雑化・多様化・複合化している現状が明記されているため、この内容は残しておかなければならない。
- 木村委員
- ・方向性とは今後どのような取り組みを行うのか、という意味ではないか。
 - ・複雑化・多様化・複合化している現状は大前提である。
- 八木橋会長
- ・では「複雑化・多様化・複合化している現状を踏まえた取り組みをしていかなければならない」ではどうか。
- (異議なし)
- 齊藤副会長
- ・そうすると、18ページの重点課題3の「今後の方向性」についても同様ではないか。
- 八木橋会長
- ・「ドメスティック・バイオレンス(DV)や性別に起因する暴力(性犯罪・性暴力)は、男女共同参画社会の実現を阻害する要因であり、対象の性別を問わず重大な人権侵害である。」は方向性を示す内容ではないのではないか。
 - ・これも同様に、そのことを「十分認識した」若しくは「踏まえた」取り組みが必要であるという形にしてはどうか。
- (異議なし)
- 八木橋会長
- ・次に25ページから34ページめざす姿3重点課題6・7についてである。
 - ・指標11から15に関する部分の「審議会の評価と意見」の内容と、取組40から64の内容に関する「男女共同参画推進審議会委員の意見」や「今後の方向性」について、修正、補足について意見をお願いします。
- 野村委員
- ・28ページ重点課題6の「今後の方向性」1つ目の項目の後ろの部分に「性別にとらわれない職業選択ができることが重要である。」とあるが、ここで言っていることは「様々な分野において」ということだと思うが、なぜ職業選択だけになってしまったのか。
- 八木橋会長
- ・確かに前半部分に「あらゆる分野においてと男女が対等な立場で参画することが重要

- である」との記載があるにも関わらず「職業選択」に範囲が絞られてしまっている。
- ・「あらゆる分野」とは職に限定しているのか。
- 男女共同参画課長
- ・重点課題6は「ワーク・ライフ・バランスの実現のための意識づくり」であるため、育休取得や子育ての両立が中心になっている。
 - ・性別にとらわれない意識改革である。
- 野村委員
- ・リードとして「男女共同参画を近めるためには、あらゆる分野において男女が対等な立場で参画することが重要である。」ではなく、「性別を問わずいきいきと暮らせるためには」ということだと思う。そのために、「あらゆる分野で性別にとらわれないで参画していくことが大事である。」とした方がよい。
- 八木橋会長
- ・ここはワーク・ライフ・バランスの項目なので、それに合わせて表現するにはどのようにすればよいかということである。
- 男女共同参画課長
- ・第4次プランの重点課題である「あらゆる分野において男女が共に参画しよう」にワーク・ライフ・バランスが含まれている。
 - ・第4次プランから引用すると、このような表現になるため、この部分については修正する。
- 八木橋会長
- ・次に35ページ、「男女共同参画の推進」についてである。
 - ・指標16と17に関する部分の「審議会の評価と意見」の内容と、「男女共同参画推進審議会委員の意見」について、修正や補足意見があればお願いする。
 - ・私から1点、指標16の「審議会の意見」で、「さらなる認知度向上を「希望し」とあるが、「希望」が適切か。
 - ・審議会が主体となった要望になってしまうため、「さらなる認知度向上が望ましい。」と表現するのがふさわしいのではないか。
 - ・指標17についても同様で、「認知されることでつながりが増すため、さらなる認知度向上が望ましい。市の評価は妥当」がよいのではないか。
- (異議なし)
- 野村委員
- ・35ページの「今後の方向性」についてだが、男女共同参画センターは相談だけではなく、男女共同参画を周知するための啓発を行う施設でもある。相談だけに結びつけるために大切であるという方向性にするのには疑問がある。
 - ・今後の方向性として、男女共同参画センターは相談だけではないので、何か他の表現がないだろうか。
- 八木橋会長
- ・啓発により男女共同参画センターの認知度が向上し、相談に結びつくということもひとつの成果である。
- 野村委員
- ・「男女共同参画の推進を図るためには」でもよいと思う。
- 八木橋会長
- ・男女共同参画センターは重要な啓発施設であるため、「相談に結びつけるためには」ではなく、「男女共同参画のさらなる推進のためには」ですかね。八王子市において男女共同参画社会実現に向けた司令塔のような役割を担っているセンターだと思うので、認知度向上が望ましいということである。
- 木村委員
- ・少し戻っての意見させてもらう。
 - ・33ページの「男女共同参画推進審議会委員の意見」の取組60の4つ目の項目にある「既婚率低下により男女問わず、独身の子が親の介護をしていることも多い」とあるが、既婚率の低下が介護問題へ繋がってくるという社会現象は、1人っ子政策であれば理解できるが、既婚率の低下により独身の子が親の介護をしなければならないという介護問題が生じるということは一般的な問題となるだろうか。
 - ・独身の子が2人で介護すれば問題にならないのではないか。
- 八木橋会長
- ・介護における負担を軽減する施策が必要であるということだと思う。
 - ・未婚である子が1人で親の介護を担っている現状を取り上げて掲載しているのではないか。
 - ・そういった状況で親の介護をしている例もあるだろうが、一般的な問題として取り上げてよいのかということである。
 - ・既婚率の割合と、独身の子が親の介護をすることに直接的な関連性はないのではないか。

- 木村委員
 - ・ 関係性をほのめかす表現になってしまっていると捉えられてしまう。
 - ・ 理屈は理解できるが、こういった問題提起を目にしたことがない。既婚率の低下と介護の問題を結びつけるのはどうかと思うが。
- 齊藤副会長
 - ・ 介護者が孤立しているということではないか。
- 野村委員
 - ・ 8050問題ではないか。
 - ・ 独身であることを自ら選択している人もいる。
 - ・ 介護者の負担軽減についての記載でもよいかと思う。
- 齊藤副会長
 - ・ 介護者の孤立について文献等で数字が明記されていたものがあるかは不明。
 - ・ 介護者の孤立による負担が事件になることもある。
- 野村委員
 - ・ 「介護者を孤立しないように」ではどうか。
- 八木橋会長
 - ・ 1人での介護は、負担が大きい。しかし1人でなくても介護は大きな負担となるため、トータル的に考えた場合、介護者の負担軽減を図ることがやるべきことである。
 - ・ ここでは法律であったり、独身の子の介護と限定せず、「介護者の孤立を防ぐため」ではいかがか。

(異議なし)

- 男女共同参画課長
 - ・ 「介護者の孤立を防ぐため介護者の負担軽減について今後さらに力を入れていただきたい」に修正する。
- 八木橋会長
 - ・ 最後に資料2市長宛の「答申(案)」について気づいた点、修正、補足等はあるか。

(意見なし)

- 八木橋会長
 - ・ 特に資料2について意見等はありません。ありがとうございました。
 - ・ 本日の審議会では、皆様から「男女が共に生きるまち八王子プラン(第3次)2019改定版」における令和5年度(2023年度)の評価報告書(案)に関する審議会からの意見部分と「答申(案)」について意見をいただいた。
 - ・ 皆様の意見を踏まえ、齊藤副会長と最終的に内容を取りまとめその後、皆様に確認していただいたうえで市長に答申を提出するがよろしいか。

(異議なし)

3. その他

- 八木橋会長
 - ・ 次第3「その他」である。
 - ・ 今後の予定について、事務局より説明をお願いする。
- 事務局
 - ・ 会長からご案内がありましたとおり、本日の審議会でのご意見を踏まえ、会長・副会長により、答申書・評価報告書における審議会からの意見の内容を整えた最終版を作成する。
 - ・ 最終版を皆様にメールにてお送りするので確認をお願いしたい。
 - ・ 確認いただいたものを完成版とし、会長名で市長へ提出する。

4. 閉会

- 八木橋会長
 - ・ 以上で本日の審議会を終了する。